

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	美容所の使用前の検査		
根拠法令の名称・根拠条項	美容師法（昭和32年法律第163号）第12条		
基準法令名	美容師法 第13条 美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）第26条、第27条 吹田市美容師法施行条例（令和元年吹田市条例第42号）第6条		
審査基準	美容師法第13条に規定する措置の基準、美容師法施行規則第26条に規定する清潔保持の措置の基準及び美容師法施行規則第27条に規定する採光、照明及び換気の実施基準並びに吹田市美容師法施行条例第6条に規定する美容所について講ずべき衛生上必要な措置の基準に適合することを基準とする。		
標準処理期間	文書が提出先に到達した日の翌日から10日間 ただし、次の期間は含まれない。 (1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等		
所管部室課名	健康医療部衛生管理課		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課	10日間
	審議機関		
	経由機関		
備考			
最終改正年月日	令和2年4月1日		

参考

[根拠法令]

《美容師法》

(美容所の使用)

第12条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第13条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

[基準法令]

《美容師法》

(美容所について講ずべき措置)

第13条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 常に清潔に保つこと。
- (2) 消毒設備を設けること。
- (3) 採光、照明及び換気を充分にすること。
- (4) その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

《美容師法施行規則》

(清潔保持の措置)

第26条 法第13条第1号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- (1) 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- (2) 洗場は、流水装置とすること。
- (3) ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

(採光、照明及び換気の実施基準)

第27条 法第13条第3号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- (1) 採光及び照明 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
- (2) 換気 美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。

《吹田市美容師法施行条例》

(美容所について講ずべき衛生上必要な措置)

第6条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 美容所及び住居その他の美容所以外の施設（理容所を除く。）を同一の建物に設けるときは、美容所と当該美容所以外の施設とを分けること。
- (2) 待合場所を設け、美容を行う場所（以下「作業場所」という。）と分けること。
- (3) 作業場所及び待合場所の床面積の合計は、13平方メートル以上とすること。ただし、結髪、化粧等のみを行う美容所については、この限りでない。
- (4) 美容所及び理容所を同一の建物に設けるときは、美容所の作業場所及び待合場所と理容所の理容を行う場所及び待合場所とを分けること。ただし、美容所について理容師法第12条各号に掲げる全ての措置を講じ、かつ、美容所において理容を行う全ての者が理容師の資格を併せて有する者である場合は、この限りでない。
- (5) 皮膚に接する器具について、消毒済みのものとそれ以外のものとを区別して収納するための設備を設けること。
- (6) 外傷に対する応急手当に必要な薬品及びガーゼその他の衛生材料を常備すること。